お知らせ

都市再生整備計画事業の事後評価案の公表・意見書の受け付けと事後評価委員会の委員募集

区画整理課（☎(21)7490）

都市再生整備計画事業の事後評価案の公表および意見書の受け付けと、事後評価委員会の委員募集についてお知らせします。詳しくは市HPを確認してください。

【都市再生整備計画事業の事後評価案の公表・意見書】

都市再生整備計画事業の事後評価案を市HPで公表します。また、評価案について意見を受け付けます。詳しくは市HPを確認してください。

時 11月13日(金)から27日(金)まで
場 区画整理課

【事後評価委員会の委員募集】

都市再生整備計画事業の事後評価などが適切に行われたことを中立・公正な立場で審議する都市再生整備計画事後評価委員会の委員を募集します。

委員会は年に数回、平日の午後に開催します。報酬はありません。

委嘱期間 委嘱の日から市長に報告した日まで
対 市内に1年以上在住している本年4月1日現在で18歳以上の人
定 1人
申 申込書に必要事項を記入の上、直接または郵送・ファクス・メールで区画整理課へ
※申込書は区画整理課にあります。市HPからダウンロードもできます
※書類選考をし、結果は書面で応募者全員に通知します
宛先 〒372−8501（住所不要）市役所区画整理課、FAX(21)7492、メール kukaku@city.isesaki.lg.jp
締切日 11月20日(金)（必着）

▲市HP

11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です

商工労働課（☎(27)2755）

常勤・パート・アルバイトなどの労働者を一人でも雇用している事業主には、労働保険（労災保険・雇用保険）の加入が義務付けられています。まだ加入手続きをしていない事業主は、すぐに加入手続きをしてください。

問 群馬労働局（☎027−896−4734）

▲市HP

県最低賃金が改正されました

商工労働課（☎(27)2755）

県最低賃金が1063円から1120円に改正され、県内の事業場で働く全ての労働者と使用者に、10月3日から適用されました。なお、特定の製造業には、県最低賃金より時間額が高い特定（産業別）最低賃金が定められています。詳しくは市HPを確認してください。

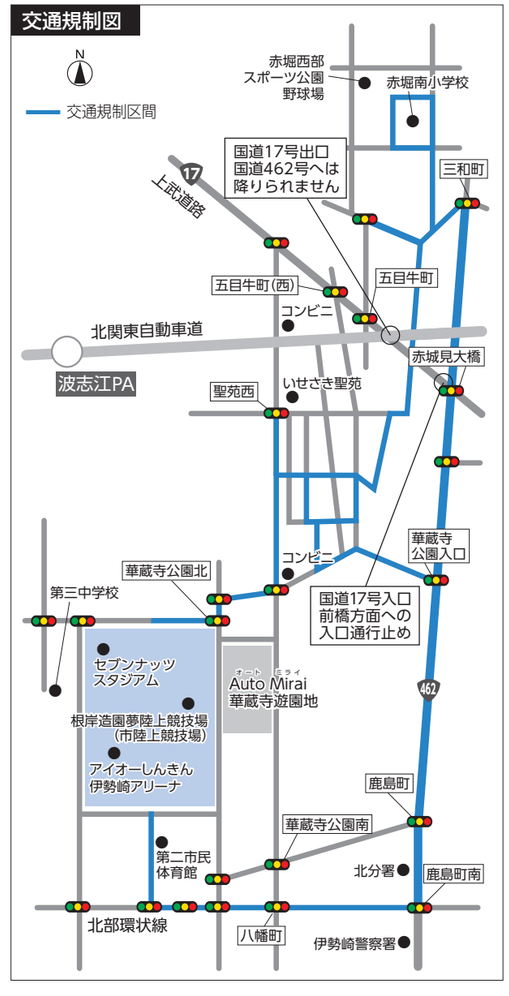
問 群馬労働局（☎027−896−4737）

▲市HP

伊勢崎シティマラソン開催に伴う交通規制

問 スポーツ振興課（☎27−2747）
時 12月6日(日)午前8時30分～正午

交通規制図



スポーツ

市内運動施設の利用を休止します

境運動施設管理事務所（☎(74)1113）
あずま運動施設管理事務所（☎(62)7271）

【境武道館】

空調設備設置工事に伴い、施設の利用を休止します。

時 12月1日(火)から令和9年3月31日(水)まで
※工期進捗状況により、期間が変更する場合があります
問 境運動施設管理事務所

【あずま体育館】

体育館内の照明改修工事に伴い、施設の利用を休止します。

時 令和9年1月4日(月)から2月28日(日)まで
問 あずま運動施設管理事務所

市民総合スポーツ大会兼市太極拳協会交流大会

スポーツ振興課（☎(27)2747）

太極拳体験交流会を開催します。当日は、市太極拳協会加盟団体会員による団体演武のほか、ねんりんピック演武や指導員模範演武、個人演武なども発表します。

時 11月22日(日)午前9時～午後3時
場 アイオーしんきん伊勢崎アリーナ
¥ 無料
問 太極拳協会事務局（090−3345−1501・牧野）



スケート教室

スポーツ振興課（☎(27)2747）

時 12月2日から18日までの月・水・金曜日午後6時30分～8時（全8回）
場 伊勢崎スケートセンター（今井町）
対 市内に在住または在勤・在学の小学生以上の人
定 30人（先着順）
¥ 4000円（貸し靴代など）
※初回受付時に支払ってください
申 11月9日(月)から20日(金)までに専用HPから申し込んでください



▲専用HP

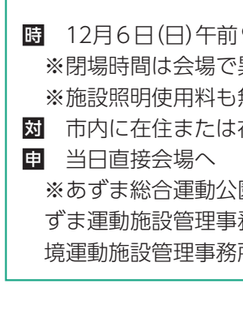
映画プロデューサー×シティプロモーション

問 広報プロモーション課（☎27−2711）

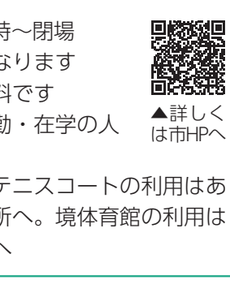
映画プロデューサーの西尾友子さんと、本市を拠点に活動する書道家の栗原正峰さんが「市民が主役のシティプロモーション」をテーマにトークショーを行います。

時 12月12日(土)午後2時～3時
場 いせさきガーデンズ(宮子町)
¥ 無料
申 電話で広報プロモーション課または市HPから申し込んでください

◀市HP



◀栗原正峰さん



◀西尾友子さん

市民スポーツの日 施設の無料開放

時 12月6日(日)午前9時～閉場
※閉場時間は会場で異なります
※施設照明使用料も無料です
対 市内に在住または在勤・在学の人
申 当日直接会場へ
※あずま総合運動公園テニスコートの利用はあずま運動施設管理事務所へ。境体育館の利用は境運動施設管理事務所へ

▲詳しくは市HPへ

場・問

- 赤堀体育館、赤堀剣道場、赤堀運動公園テニス場＝赤堀運動施設管理事務所（☎62−1930）
- あずま体育館、あずま総合運動公園テニスコート＝あずま運動施設管理事務所（☎62−7271）
- 境体育館＝境運動施設管理事務所（☎74−1113）